

定例会議資料	国家賠償請求事件の提起について	令和7年9月3日 監察課
<p><b>1 事件名</b> 東京簡易裁判所 令和7年（ハ）第22103号 国家賠償請求事件</p> <p><b>2 提訴日</b> 令和7年6月9日 （特別送達受領日 令和7年7月17日）</p> <p><b>3 当事者</b> (1) 原告 A (2) 被告 高知県（代表者知事 濱田 省司）</p> <p><b>4 事件の概要</b> 原告は、令和5年5月23日に逮捕され、高知警察署留置施設に勾留されていたものであるが、同年6月12日、留置担当官に対し「警察官のプライドはないのか」と申し向けたところ、保護室に収容されたが、留置担当官らが原告を保護室に収容したことは、その理由となる事実を欠き違法なものであり、その違法な公権力の行使により、原告の保護室に収容されない権利ないし法的利益を侵害されたとして、精神的苦痛に対する慰謝料10万円の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提起したものである。</p> <p><b>5 請求の趣旨</b> (1) 被告は、原告に対し、金10万円及び令和5年6月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え (2) 訴訟費用は被告の負担とする との判決並びに仮執行宣言を求める。</p>		

定例会議資料	ウェアラブルカメラモデル事業の開始について	令和7年9月3日 交通指導課
<p><b>1 モデル事業の目的</b></p> <p>交通指導取締りにおいてウェアラブルカメラを活用し、警察官の職務執行状況や現に行われた道路交通法違反等の状況を記録することについて、その効果及び課題を把握すること。</p> <p><b>2 モデル事業の実施期間及び所属</b></p> <p>(1) 実施期間 令和7年9月1日から令和8年2月28日までの6か月間</p> <p>(2) 実施所属 高知署及び南国署</p> <p><b>3 ウェアラブルカメラ運用要領</b></p> <p>(1) 撮影目的</p> <p>ア 交通指導取締り活動中における職務執行状況の記録</p> <p>イ 現に行われた道路交通法違反等の状況の記録</p> <p>(2) 撮影場面 公道上における交通指導取締り活動の開始から終了までの間</p> <p>(3) データ管理</p> <p>ア ウェアラブルカメラで記録した映像データは、専用端末に移行させて保存、管理をする。</p> <p>イ 映像データの保存期間は、原則3か月間とする。</p> <p>ウ 捜査資料として活用する等の一定の要件に該当するものに限り、複製データを作成することができる。</p> <p>エ 映像を視聴させる場合は、署長の承認を得た上で、必要な加工（第三者の個人情報保護の観点）を行い視聴させる。</p> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>ウェアラブルカメラの活用の趣旨等について、県警ホームページやXなどで広報するとともに、同カメラ使用警察官の意見や管理運用に関する問題点などを幅広く聞き取り、本格運用時の参考とする。</p>		

交通取締活動中の

# ウェアラブルカメラ

モデル事業を開始します。



※ ウェアラブルカメラとは？  
身体に装着して撮影できる  
カメラのことです。



- 実施署 高知署 及び 南国署
- 実施期間 令和7年9月～令和8年2月まで
- 撮影目的

公道上における交通指導取締り状況を撮影して

**警察官の職務執行・交通違反等の状況**

を記録することを目的としています。